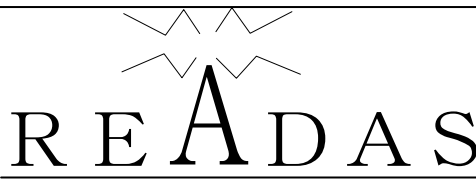


第 5794 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース
		(2017年)平成29年 9月12日 火曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
 大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇨ 自社株評価の改正の影響

Q：自社株の評価方法が改正されましたが、株価はどうなりますか？

A：試算されることをお勧めしますが、一般に次のような傾向にあります。

【解説】

平成29年度の税制改正で、自社株の評価方法の類似業種比準方式が次のように見直されました。

【改正前】

$$\text{類似業種の株価} \times \left[\frac{\frac{b}{B} + \frac{c}{C} \times 3 + \frac{d}{D}}{5} \right] \times 0.7$$

【改正後】

$$\text{類似業種の株価} \times \left[\frac{\frac{b}{B} + \frac{c}{C} + \frac{d}{D}}{3} \right] \times 0.7$$

- b:評価会社の1株当たりの配当金額
- c:評価会社の1株当たりの利益金額
- d:評価会社の1株当たりの純資産価額
- B:類似業種の1株当たりの配当金額
- C:類似業種の1株当たりの利益金額
- D:類似業種の1株当たりの純資産価額

この改正により、株価がどうなるかですが、一般には、次のようになる傾向にあるようです。

- ①利益が大きい会社の株価は下落し、利益が小さい会社は上昇する。
- ②配当・純資産が大きい会社の株価は上昇し、配当・純資産の小さい会社は下落する。

一度、試算してみましよう。

